

ケーブルテレビを 楽しもう No.30

問い合わせ 企画財政課 ☎2124

スポーツ・映画・音楽・地元の情報などたくさんのチャンネルをアンテナなしで楽しめるケーブルテレビ。ケーブルテレビを利用している方にお話を伺いました。

Q 大竹市に住んで良いと思ったところを教えてください

A 海も近く自然が多いところです。昔はよく釣りや貝ほりに出かけました。また、交通の便が良いことや過ごしやすい気候も良いところだと思います。

Q ケーブルテレビにして良かった点を教えてください

A ニュース番組が多い昼の時間帯でも、ケーブルテレビの専門チャンネルで時代劇や映画など好きな番組が楽しめます。

専門チャンネルを映るようにしても、他社でインターネットと電話を利用していたときの月額料金とほぼ変わらないので、満足しています。



玖波にお住まいの土井さん

新築で新規加入の方 初期費用を補助

ケーブルテレビに新規加入する方へ、初期費用の一部を補助する制度があります。

対象 次の全てに該当する方

- 市に居住し、住民基本台帳に記録されている
- 平成24年4月1日以降に自ら居住する住宅を新築し、(株)ふれあいチャンネルとケーブルテレビの加入契約を新たに締結している

- 補助金未交付者
- 市税等を完納している

補助金額 上限 10,000円

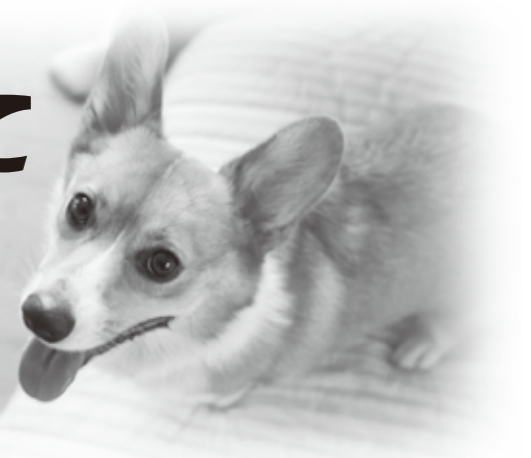
申し込み (株)ふれあいチャンネルへ。

☎0120-276-201 (9時~18時)

メール e-oubo@fureai-ch.co.jp

ペットはマナーを守って 飼いましょう

問い合わせ 環境整備課 ☎2154



鑑札を
つけましょう



近年、ペットは生活に潤いを与え、気持ちに安らぎをもたらすことから、家族の一員ともみなされ多くの家庭で飼われています。しかしながら、一部の飼い主のマナーが十分でなく周囲にさまざまな迷惑をかけ、多くの苦情や相談が寄せられています。犬や猫が好きな人もいれば、そうでない人もいます。人と動物が共に生きていける社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが必要です。

飼い犬を登録したときには、鑑札を交付します。狂犬病予防法で鑑札の装着が義務付けられています。鑑札は必ず首輪などに付けてください。



犬や猫を
飼っている方へ



○犬の放し飼いは、人に恐怖感を与えたり、交通事故につながるおそれがあります。昼夜を問わず、絶対にやめてください。また、散歩

させるときや公園などでも適切な長さの引綱やリードでつないでください。

○犬の鳴き声は近隣住民への迷惑になります。訪問者などが見えない場所へ犬舎を移動させたり、無駄吠えをさせないしつけなどに努めましょう。

○犬舎の周りを常に清潔に保ち、周囲に悪臭を発生させないようにしましょう。

○犬を散歩させるときはスコップとビニール袋を持ち、必ず飼い主がフンを持ち帰って始末しましょう。

○猫は決まった場所でフンをする習性があります。自宅に専用のトイレを備え、トイレのしつけをしましょう。トイレの数は猫の数+1が理想です。

○猫は上下に動ける空間にトイレや爪とぎのできる場所を作ることなどで、室内でもストレスをためることなく飼うことができます。猫は屋内飼育をしましょう。

○生まれる命に責任が持てないのであれば、不妊・去勢手術などの繁殖制限措置を行きましょう。

○最後まで責任と愛情を持って飼いましょう。万一、飼えなくなったときに備え、預けられる人を見つけておきましょう。

○猫は決まった場所でフンをする習性があります。自宅に専用のトイレを備え、トイレのしつけをしましょう。トイレの数は猫の数+1が理想です。

○猫は上下に動ける空間にトイレや爪とぎのできる場所を作ることなどで、室内でもストレスをためることなく飼うことができます。猫は屋内飼育をしましょう。

○生まれる命に責任が持てないのであれば、不妊・去勢手術などの繁殖制限措置を行きましょう。

○最後まで責任と愛情を持って飼いましょう。万一、飼えなくなったときに備え、預けられる人を見つけておきましょう。

犬・猫の引き取りなどの相談は 県動物愛護センターへ

問い合わせ 県動物愛護センター ☎084866511

県では、犬・猫の安易な引き取りを防止するため、定時定点引き取りを平成27年3月末で廃止しました。現在は、県動物愛護センターで犬・猫の引き取り業務を行っています。引き取りなどの相談については、県動物愛護センターへ直接連絡してください。

のら犬・
のら猫への無責任
なエサやりはやめ
ましょう



○エサを与えるなら愛情と同じだけの責任が必要です。飼う意志がないのであれば、エサをあげないでください。

○無責任なエサやりは、不幸ななら犬・のら猫を増やす原因となり、ごみステーションを荒らしたり、いたずらをして、周辺住民への迷惑となります。

犬の登録と
狂犬病予防注射



○狂犬病予防法により、犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合)は、生後90日を経過した日)から30日以内に登録が必要です。(登録手数料3,000円)

○犬の死亡、飼い主の変更、飼い主や犬の所在地の変更など、飼い主の登録事項に変更があった場合は届け出が必要です。

○毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせる必要があります。まだ狂犬

病予防注射を受けさせていない方は、市指定の獣医師のいる動物病院で受けさせ、注射済票交付の申請手続きを行ってください。(注射済票交付手数料550円)

また、市指定の獣医師のいる動物病院以外で狂犬病予防注射を受けた場合は、その病院で発行する「注射済証(注射証明書)」を持参の上、環境整備課で手続きを行ってください。

交付された注射済票は首輪などに付けてください。

※ 動物病院では別途、注射料金が必要です。届け出は環境整備課へ。

鑑札・注射済票の交付が受けられる動物病院

動物病院	所在地
大竹動物病院	油見3丁目16番9号
みどり動物病院	北栄4番16号
のぞか動物病院	廿日市市宮島口西2丁目3番29号
メリー動物病院	廿日市市大野土井995番地4
エナミ動物病院	廿日市市宮内978番地5
むつみ動物病院	廿日市市宮内1067番地2
松村動物病院	廿日市市宮内4317番地5
廿日市動物病院	廿日市市串戸3丁目2番30号
鎌倉総合動物病院	廿日市市佐方本町4番24号
たむら動物病院	広島市佐伯区吉見園7番16号